

補助金調書

補助金名	博多松囃子振興会補助金				担当課 (連絡先)	経済観光文化局文化まつり振興部 まつり振興課(TEL092-711-4359)
交 付 先	☐ 個人 ☒ 団体	博多松囃子振興会		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	☐ 公募 ☒ 非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
(非公募の場合) 非公募の理由	補助事業を成し得る団体が、博多松囃子振興会以外存在しないため。					
補助開始年度	平成29	年度	経過年数	9	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	本市を代表する祭りで博多どんたく港まつりの起源である博多松囃子行事の運営を支援することにより、重要な都市コンテンツである博多どんたく港まつりのにぎわいの創出及び伝統文化の保存・継承を図り、もって本市経済の健全な発展に寄与することを目的とする。 補助金を交付する対象となる事業は、博多松囃子行事である三福神及び稚児を運営し、博多の文化の保存及び継承を図る事業とする。					
補助金の終期	令和10	年度	延長回数	1	回	
終期を延長する理由	博多どんたく港まつりの起源である博多松囃子は、どんたくのにぎわいの創出に欠かせないものであるとともに、国の重要無形文化財に指定された本市を代表する伝統文化であり、にぎわいの創出及び伝統文化の保存・継承を図り、本市経済のさらなる発展に寄与するため、引き続き支援する必要がある。					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	☐ 定額 ☐ 定率 ☒ その他 【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 補助金の交付対象となる経費は、補助対象事業の実施に要する経費(四流分配金、会議費、渉外費、交通費、慶弔費、雑費、活動費、初穂料及び供物料を除く。)のうち、次に掲げる経費とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。 (1) 古式傘鉾福笹制作費 (2) 御神馬代 (3) 通信費 (4) 保険料 (5) 印刷費 (6) 事務消耗品費 (7) 市長が特に必要と認める経費					
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	1 件	1 件	1 件		
	2,600 千円	2,200 千円	2,200 千円	2,200 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	毎年5月3日、4日に福岡市民の多幸と繁栄を祈念しつつ練り歩く行事。構成は「福神流」「恵比須流」「大黒流」「稚児流」の四流					
補助金交付 による効果	重要な都市コンテンツである博多どんたく港まつりのにぎわいの創出及び伝統文化の保存・継承を図り、もって本市経済の発展に寄与する。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。